

庄原市ホームページ・バナー広告ガイドライン

1 趣旨

庄原市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、庄原市広告掲載要綱（平成18年庄原市告示第127号）及び庄原市広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定める。

2 定義

バナー広告とは、市公式ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページに移動することができるものをいう。

3 禁止画像

次の画像を含むバナー広告は禁止する。

- (1) 著作権を侵害するもの
- (2) 肖像権を侵害するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) その他ホームページに掲載する画像として、適当でないと市長が認めるもの

4 禁止表現

次の表現を含んだバナー広告は、ユーザに誤解を与えるおそれがあるため禁止する。

- (1) マウスポインタに類似した画像を含むもの
- (2) 警告、警報などを連想させるもの
- (3) 「開く」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などの画像又はそれらを連想させる画像を含むもの
- (4) 「チェックボックス」「ラジオボタン」などの画像又はそれらを連想させる画像を含むもの
- (5) テキストボックス（文字を入力するための領域のように見えるもの）又はそれを連想させるもの
- (6) プルダウンメニュー（選択項目の一覧が引き出されたように垂れ下がってくるように見えるもの）又はそれを連想させる画像を含むもの

5 アニメーションG I Fの使用

アニメーションG I Fを使用する場合は、次のことを遵守すること。

- (1) 背景の変化は、なるべく緩やかにして、極端な色の変化を行わない。
- (2) 文字が移動し、又は文字が変化する場合は、認識しやすいようにコントラスト、

輝度及び速度に配慮する。

(3) コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するものは使用してはならない。

(4) 広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。

6 プログラム等

リンク以外のスクリプト、アプレット等のプログラムやFlashを用いる表現は禁止する。

7 庄原市ホームページとの区別

次の表現は、ユーザが庄原市ホームページのコンテンツの一部かのように混同するおそれがあるため禁止する。

(1) 庄原市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの

(2) ユーザが庄原市の事業であると錯誤しやすいもの

8 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

9 解像度

文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。